

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 28 年 10 月 14 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1600129号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1600070号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月11日の標準賞与額を28万円、同年12月17日の標準賞与額を84万円、平成16年7月14日の標準賞与額を56万円、同年12月15日の標準賞与額を81万9,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月11日、同年12月17日、平成16年7月14日及び同年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月11日、同年12月17日、平成16年7月14日及び同年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成16年7月
④ 平成16年12月

私は、A社において、請求期間に賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、年金記録がないので、調査の上、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までについて、請求者から提出された預金通帳の写しにより、請求者は、A社から賞与が支給されていることが確認できる。

また、同僚から提出された賞与明細書により、当該同僚は、請求期間①から④までに係る賞与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できることから、請求者についても、当該期間において当該同僚と同様に保険料の控除があったものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間①から④までにおいて、A社から賞与を

支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間①から④までの賞与支払日については、上記預金通帳の写しにより確認できる賞与振込日から、請求期間①は平成15年7月11日、請求期間②は同年12月17日、請求期間③は平成16年7月14日、請求期間④は同年12月15日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②及び③の標準賞与額については、上記賞与明細書及び預金通帳の写しにおける賞与振込額により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は28万円、請求期間②は84万円、請求期間③は56万円とすることが妥当である。

また、請求期間④の標準賞与額については、上記賞与明細書及び預金通帳の写しにおける賞与振込額から推認できる厚生年金保険料控除額から、81万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から、平成15年7月11日、同年12月17日、平成16年7月14日及び同年12月15日に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。